

仁淀川紙のこいのぼりを開催します



- ▶ 期 間 5月3日(土)～5月5日(月)
- ▶ 場 所 国道33号仁淀川橋下(いの町波川河原)

5月3日(土)	
オープニング	9:00～
こい流し	9:30～
仁淀川ふるさと市	10:00～16:00
こいのぼり釣り	11:00～12:00
	14:30～15:30
川舟体験	12:00～16:00
こいのぼり探し(宝探し)	13:00～13:30
ワークショップ	14:00～16:00

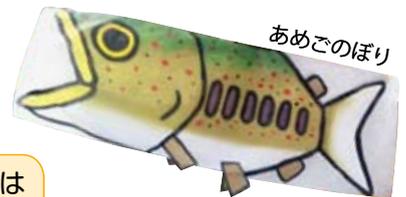
5月5日(月)	
仁淀川ふるさと市	10:00～16:00
ワークショップ	①10:00～12:00
	②14:00～15:30
川舟体験	10:00～16:00
	(受付は15:00まで)
こいのぼり釣り	11:00～12:00
	14:30～15:30
こいのぼり探し(宝探し)	13:00～13:30

5月4日(日)	
仁淀川ふるさと市	10:00～16:00
ワークショップ	10:00～13:30
川舟体験	10:00～16:00
こいのぼり釣り	11:00～12:00
吾北清流太鼓	14:00～



ワークショップ
では飛び出す絵ハガキ
を作ります。

仁淀川の魚のこいのぼりは
今年初めて展示するよ!



※こいのぼり釣り・こいのぼりプレゼントは
開始30分前に整理券を配布します。



- ※内容・時間は変更になる場合があります
- ▶主催 仁淀川紙のこいのぼり実行委員会 ▶共催 いの町観光協会
- 問い合わせ 産業経済課 ☎ 893-1115 いの町観光協会 ☎ 893-1211

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ：ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3818

消費税率8%への引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を考え、平成26年1月1日にいの町に住所を有している方で下記に記載する対象者に、次の給付金が支給される予定です。

給臨時福祉給付金
対象者は、平成26年度の市町村民税(均等割)が課税されていない方で、次の①②のいずれにも該当しない方です。
①平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など
②生活保護制度における被保護者など

子育て世帯臨時特例給付金
対象者は、平成26年1月分の児童手当を受給している方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方です。ただし児童手当の対象児童が次の①②のいずれかに該当する場合は、対象外となります。
①臨時福祉給付金の対象者
②生活保護制度における被保護者など

※申請の受付時期や手続きなどについては、詳細が決まり次第改めてお知らせします。